•利用者負担金

利用者の方からいただく利用者負担金は、以下のとおりです。この金額は、(1)介護保険の給付の対象となるサービスに係る自己負担額、(2)介護保険の給付の対象とならないサービス(個人サービス費)の2種類に分かれます。(なお、(2)の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意がなければならないとされています。ご質問等がある場合にはお尋ねください。)

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

- 利用料金は、1か月ごとの包括費用(定額)です。
- ・下記の利用料によって、利用者の要介護度(要支援度)に応じたサービス利用料金から介護保険給付費費用を除いた金額(自己負担)をお支払いください。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度(要支援度)に応じて異なります。)月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護サービス計画書(介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画書)に定めた期日よりも利用が少なかった場合または小規模多機能型居宅介護サービス計画書(介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画書)に定めた期日よりも利用が多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ・月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく実際に通い、訪問、 宿泊のいずれかのサービスの利用を開始した日

登録終了日・・・利用者と事業所の利用契約を終了した日

- ・利用者がまだ要介護、又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料の金額の全額を一度お支払いいただきます。要介護、又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口に提出していただきますと、自己負担額を除く全額が支払われます。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の 負担額を変更します。

・本人の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については、 保険者より交付される「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。

◎介護保険給付サービス利用料金

≪小規模多機能型居宅介護費≫

	基本単位	利用料		利用者負担額	į
	金が干は		1割負担	2 割負担	3割負担
要介護度1	10,458	108,031	10,803	21,607	32,410
要介護度2	15,370	158,772	15,878	31,755	47,632
要介護度3	22,359	230,968	23,097	46,194	69,291
要介護度4	24,677	254,913	25,492	50,983	76,474
要介護度5	27,209	281068	28,107	56,214	84,321

≪介護予防小規模多機能型居宅介護費≫

	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2 割負担	3割負担
要支援1	3,450	35,638	3,563	7,127	10,691
要支援 2	6,972	72,020	7,202	14,404	21,606

≪加算料金≫

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	内容	基本単位	該当〇
初期加算	登録した日から30日以内の期間	30	0
	(Ⅲ) 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる利用者	760	0
認知症加算	(IV) 要介護2の利用者で周囲の者による 日常生活に対する助言を必要とする利用 者	460	0
	(I) 常勤の看護師を1名以上配置している場合	900	0
看護職員配置加算	(Ⅱ) 常勤の准看護師を1名以上配置している場合	700	
	(Ⅲ)看護職員を常勤換算法で 1 名以上確保している場合	480	

	(I)介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上もしくは勤続10年以上介護福祉士25%以上の場合	750 640	
サービス提供体制加算	士の割合が 50%以上の場合 (Ⅲ) 以下のいずれかに該当する場合 ① 介護福祉士 40%以上 ② 常勤職 60%以上	350	0
	③ 勤続7年以上の者が30%以上		
介護職員処遇改善加算 (II)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に 14.6%を乗じた基準額に対し、介護負担割合証に記載の割合に応じた額		0

- ※1 初期加算は30日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算
- ※2 認知症加算は対象者のみ
- ※3 地域区分別の単価(6級地 10.33円)

(2)介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額を利用者が負担することになります。 (利用料金+消費税)

くサービスの概要>

- ① 食 事 代 朝食:400円 昼食:600円 夕食:500円
- ② 宿 泊 費 2,500円/泊
- ③ 娯 楽 費 200円/日
- ④ 管 理 費 200円/日
- ⑤ 洗 濯 代 500円/回
- ⑥ エプロン代 500円/箱
- ⑦ 手 袋 代 500円/箱
- ⑧ 複 写 物 10円/枚
- 9 受診時の介助費

時 間	金額		
30分未満	無料		
30分以上1時間未満	1, 000円		
1時間以上2時間未満	2, 000円		
2時間以上3時間未満	3, 000円		
3時間以上5時間未満	5, 000円		
5時間以上	10, 000円		

◎ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の利用料金は、1か月ごとに計算し口座引き落としにより翌月26日にご指定の金融機関の口座より自動引き落としによるお支払いとなります。

(4)利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに申し出てください。

介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は、1か月ごとの包括費用(定額)のためサービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料金は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった 場合	無料	
利用予定日の前日までに申し出がなかっ	当日の利用料金	
た場合	(自己負担額)	

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望 する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。